

皇民修身鑑

尋常科
生徒用

卷之七



K120.1

33

7

學海指針社編

尋常耕
生徒用

皇民修多身鑑

卷之七

版權所有
集英堂藏板

勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ニ朋友相信ニ恭儉
己レタ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　　御璽

○父母恩ノキハマリナキコト、天地ニヒ
トシ父母ナクンバ何ゾ我アラン。
○孝子ハ親アルコトヲ知リテ、我アルコト
ヲ知ラズ。
○孝子ハ唯親ノ心ヲヤブランコトヲオソ
ル。

第一



學海指針社 編

皇民修身鑑卷之七

卷之七

藤原吉野
やうがい魚
を食はず



○藤原吉野は孝行の人なりある日他行せり留守のうちに父の方より魚をまわらせよと言ひこしたるをれうり人惜みてけふは無にてまわらせざりければ吉野歸りてこれをきく悔いなげきて一生魚を食はざりけり。

第二

○兄弟ハ形コソ分レテ兄トナリ弟トモナレ其源ヲタヅヌレバ同ジ父母ヨリ出デタルナリ。

三人の姉妹むつ
ましくよくはたら
きて兄のるす
をまもる



○故ニ、兄弟ハ一身ノ如シ。苦アレバ共ニ樂ムベシ。

○兄弟ハ、タガヒニ助ケミチヒキテトモニ、
出世繁昌ヲ・ハカルベシ。

○備後福山に、鐘尾廣助といふものあり、いさ
さか、あやまでる。こありて、入牢したれば、妹
三人は、さはうにくれて、せんすべ・ーらざれど
よ、さてあるべきに、あらざれば、たがひに心を
あはせ、農業をはげみ、よく兄のるすをまもり

いかば、官より賞金（さうきん）をたまはりたりこなん。

第三

- 男子ハ、男子ノ勤ムベキ業アリ。女子ハ、女子ノ勤ムベキ業アリ。
- 夫婦ノ心得ハ、夫ハ外ヲ勤メテ、一家ヲ安クシ、婦ハ夫ニ事ヘテ、ヨク家内ノ事ヲ治メ、常ニ衣食ヲ整ヘ、夫ヲシテ、公利公益ノ業ニ、身ヲ委ネシムルニアリ。
- 山内一豊、織田家にあり、一とき、よき馬をうむ

山内一豊の妻
たくはへの金
を出一夫を一
て馬をかは
む



りにきたれるを見て、ほーとたもへど、まづ一
くして、かなはずごて、なげきけるを、輿方き、
て、たくはへの黄金を、いだしまぬらせ、うの馬
をかはせけり、一豊よろこひ、此馬にのりて、出
でけるに、信長の目にこまり、これより、立身の
道をす・ひらきける。

第四

○學問職業ハ、一日モオコタルベカラズ。
今日ノ事ハ、必ず今日勤ムベシ。

○今日學バズシテ、來日アリト・イフコトナ
カレ。今年學バズシテ、來年アリト・イフコ
ナカレ。

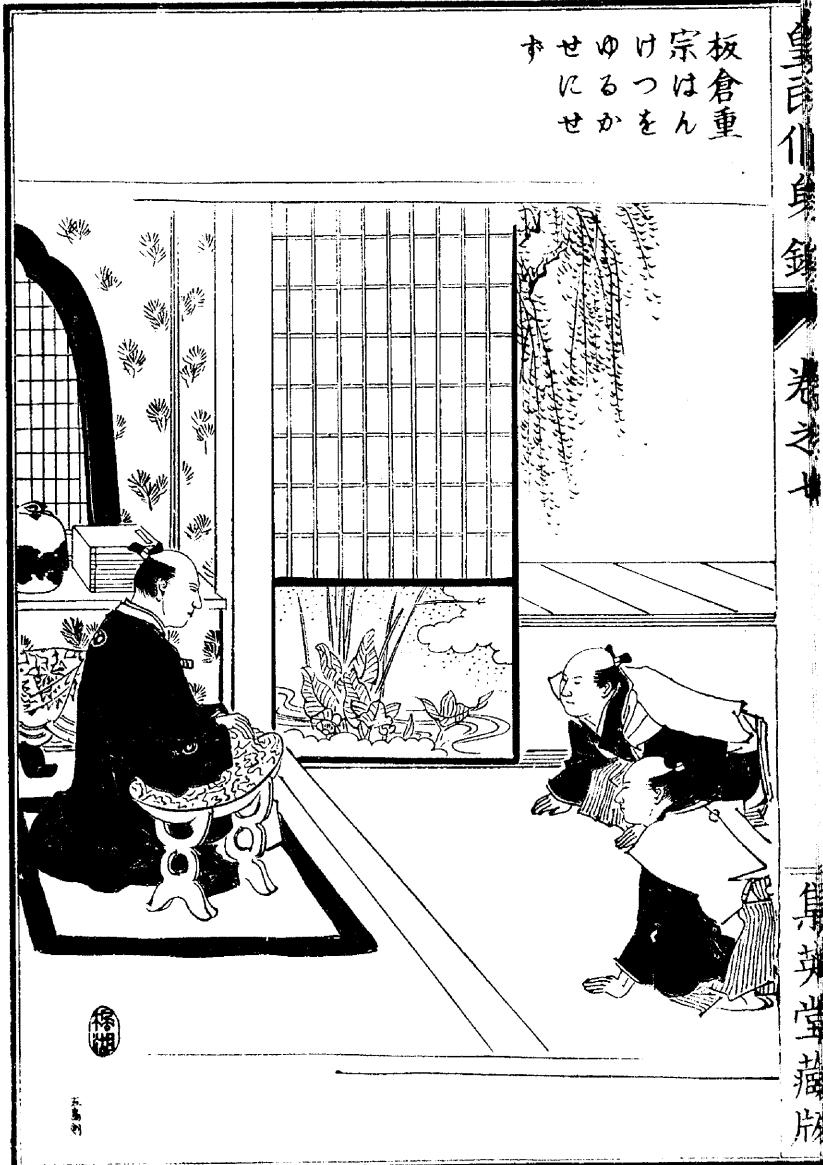
○あすありと思ふころのあだ櫻
夜はにあらーのふかぬものかは。

○林羅山は、有名の學者なり、あるとき菅得菴
來りて、いふやう、生未だ通鑑綱目をよみし・こ
こなし、來年にもいたりなば、之を講ぜられよ
と、こひければ、羅山曰く、何づ來年をまたん、今

- よりはトめんごて、除日つゆのの日より、講ぜられた
りごす。
- 第五
- 兩方リウハウ聞イテ、下ゲ知ヲセヨ。
 - 人ノ序口カタヨヲ聞キテ、理ナリト思フコト勿
レ。
 - 事ハ輕々シクスベカラズ。些細サヘノ事モ、
慎ミテ之ヲセヨ。
 - 千丈チヤウノ堤ツギモ、蟻アリノ穴ヨリヤブル。



板倉重
宗はん
けつを
ゆるか
せにせ



○ 慾ハ、ホシイマ、ニスベカラズ。

第六

○ 将軍家光、板倉勝重の二子、重宗・重昌を召し、其才を試みんとて、題をかゝげてとはせける。に重昌は、たゞちに答を申し上げ、重宗は、三日すきて、御答せしに、重昌の答と、ことなること。なかりき、されば、人皆弟の才を賞せり、然るに、父の勝重は、かへりて兄の判決をゆるかせにせさるを、ほめたりとぞ。

板倉重矩

むかーを

忘れず



○剛強ヲ以テ、慾ニカツコト、勇士ノ敵ヲミ
ナゴロシニ・スルガ如クナルベシ。

○不自由ヲ常ト思ヘバ、不足ナシ、心ニノゾ
ミオコラバ、困窮セシ時ヲ思ヘ。

○足ることを一る心ころ寶船

もの、かづくつみ置かずとも。

○板倉重矩の、まだ立身せざり一時、咬菜軒と
いふ額をかゝげ、自から蔬菜をたがやーけり、
後、老中に進みたれども、此額をかゝげて、奢を

いま一めたりござ。

第七

○言ニハ、信アリテ、偽ナク、虚飾アラザルヲ。タツトブ。

○身ニ行ハズ、口ニノミ言フハ、信ナキナリ。

○人ト約シテ、其約ヲ變ズルモ、信ナキナリ。

○徳川光圀、梶原定良の忠義をめで、音信常にたゞりき、かつて、定良の馬を愛することを、

徳川光圀馬を
れくりて心約
をはたす



一に定良死^{したが}たりと聞き、大にいたみ、其馬を寺にたくりて、墓前にうなへ心約をはたされたりといふ。

第八

○善ニウツルハ、風ノスミヤカナルガ如ク、過ヲアラタムルハ、電ノトキガ如クナルベシ。

○過ヲアラタムルトキハ、天氣ノ始テ晴レタルガ如シ、自身モコヽロヨク、人モ之ヲヨ



川井東村不孝
の子をいまー
む

口コブ。

○遇ヲ知リテ改ムルモノハ、君子ナリ。遇
ヲ知リテモ、其非ヲトゲントスルモノハ、小
人ナリ。

○或人、川井東村のもとに來り、父の不慈なる
をのべたり、東村曰く、汝のこゝに來るは足な
り、不慈をつぐるは口なり、其足・其口・皆親の遺
體ならずや、然るに、それをもて、親をろーるの
具とするは、何事ぞと、なみだをながして、さこ

一ければ、其人東村の言に感^じドて、つひに、孝子
となれりとす。

第九

○人ハ威儀ヲ正シクスベシ。

○威儀ミダリナレバ、心力ナラズ敬ラウシ
ナフ。

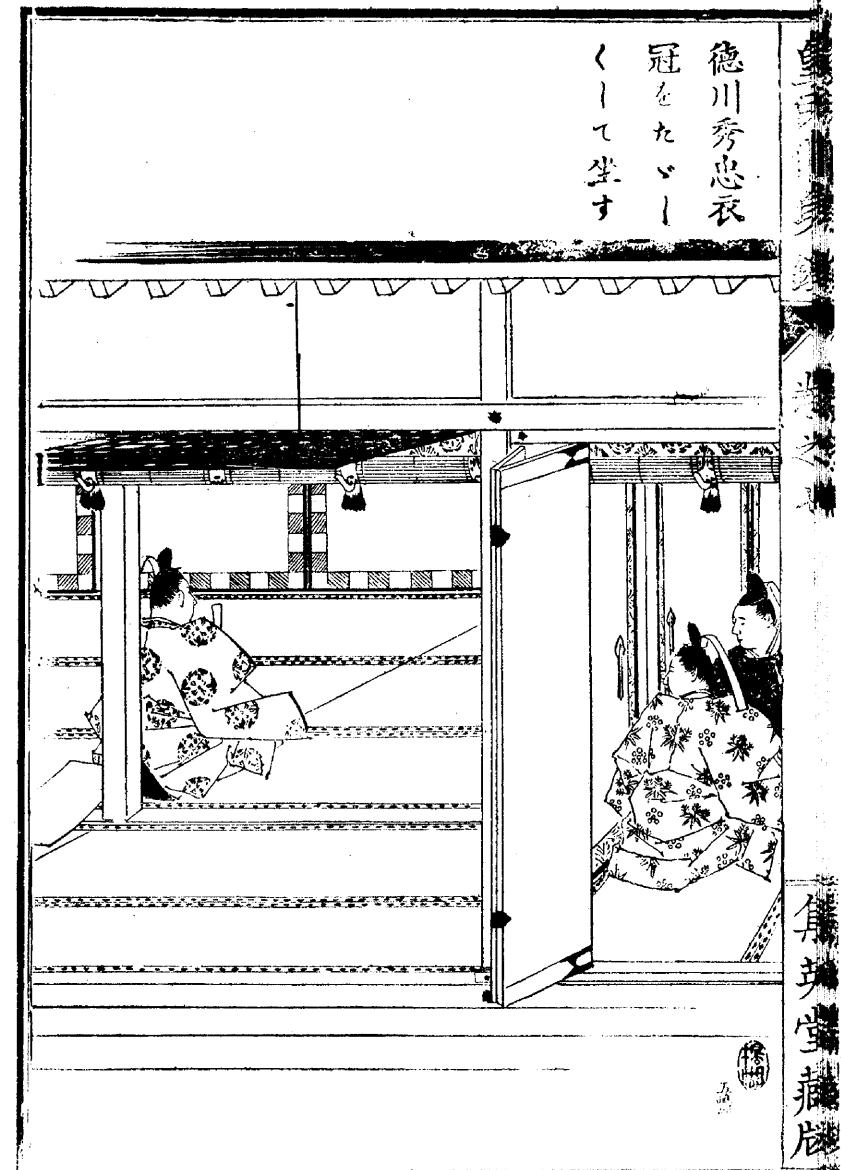
○坐スル時、立ツ時、行ク時、卧ス時、皆其禮ア
リ、オコタルベカラズ、ミダリニスベカラズ。

○將軍秀忠は、謹直の人なり、かつて、參内^{さんだい}して、

○己アタ、力ナル時ハ、人ノサムキヲ思ヒ。
己安キ時ハ、人ノヤマシキヲ思フベシ。
○世間第一ノ好事ハ、難ヲ救ヒ貧ヲ憐ムニ
シクハナシ。

第十

其休息の間に、たは一けるを、或人ひうかに、う
かじひけるに、冠を正し、笏をもちて、つゝみ
たまへること、主上^{より}の御前にあるがごくな
りきとなり。





ふ

奥貫五平次

米穀をほど

こしてきゆ

う民をすく

○善ヲスレバ、天ヨリ百殃ヲ下ス。
レバ、天ヨリ百祥ヲ下シ、不善ヲス

○奥貫五平次は、武州川越の人なり、曾て大洪水のありて、難民のありさま見るに、のびずごて、我が家に貯へたる米穀を悉く出して、之を救ひ、かば人々命の親なりごて、よろこびたひけり。

第十一

○大業ヲ計ラサレバ、大名ヲ成スコト能ハ



高田嘉平 北海
道に漁場をひ
らく

○國ノ光ヲカゞヤカシ、國ノ富ヲ起シテ海外萬國ニ、マサランコトヲ勉ムルハ國民ノ務ナリ。

○公益ヲ圖ラサレバ、忠孝ノ實ヲ成スコト能ハズ

○高田嘉平は、淡路國須本の人なり。少うして大志あり。大船をつくりて、蝦夷に赴き盛んに貿易を試み、又「エトロフ」島にわたりて、漁場を開き、大に漁業の利を起せり。今日、北海道諸島

に海路の通するにいたり一は、嘉平の功多一
といふ。

第十二

○義勇ノ本ハ、忠孝ニアリ
○忠孝ノ心、源トナリテ、溢レ出タルモノ
ナラバ、勇武ハマスノ、勇武ニシテ、イカナル
強敵ニモ、屈スルコトナク、剛強ハ、マスマ
ス剛強ニシテ、イカナル艱難ニモ、タユムコ
トナルベシ。



○ 戰陣ニシテ勇ナキハ、孝ニアラズ。

○ 楠正行くすのきまささらは、正成まさつちやの子こなり、高師直たかしのまつ、大軍だいぐんをひき
ぬて、吉野よしのの行在ぎょうざいをををかかー奉まつりると、きこにしか
ば、弟正時まさときと四條畷よじょうなわに打うて出でで、火花はなをちらして
戦たたかひーに、つひに力つき、兄弟いりどもに、ささーちがへて、忠死ちゆうしきをすそげたりける。

第十三

○ ワガ大御國おほみくにハ、萬世まんせい一系いっけいノ 統治とうぢシ給さしつけフ、萬國無比まんこくむひノ國くにナリ。

○ カシコクモ、我われ 天皇てんのう陛下へハ、天地開闢かいぱく
ノハジメニ、御國みくにノ 大君ト定マリテ、此
民みんヲメグミ給ヒシ、 天祖あま天照大神てんのうだいしんノ御
末すゑニマシマスナリ。

○ 天祖天照大神、此國このくにヲ以おテ、 天孫瓊々杵瓊々杵尊ニツタヘサセ給ヒシトキ、豐葦原アシカハラノ瑞
穂ホノ國くにハ、我子孫わこノ王タルベキ國くにナリ、汝就
キテ治ムベシ、寶祚ハラフノサカエンコト、天地ト
共ニトコシヘナルベシト詔のリセサセ給ヒ

天照大神三種
の神寶を瓊々
杵尊にさづ
く



タリ。

○コレヨリコノ方、天祖ノ御血統世々
御國ヲ知ロシメシ、數千年ノ今ニ至ルマデ、
猶ホ榮工マシマスナリ。

○天地モ、ムカシニカハラズ、日月モ光ヲ改
メズ、猶ホ千萬世ノ後マデモ、仰ギ尊ミ奉ル
ベキハ、日嗣ノ御位ヲ、ウケサセタマヘル
天皇ニゾアリケル。

○凡ソ、生ヲ此國ニウクルモノ、誰力

天皇陛下ノ臣民タラザル、我國民ハ、實ニ萬代不易ノ臣民ナリ。

○我國民タルモノハ、先ヅ國體ノ尊ラワキマヘ、皇室ニ忠ニ、父母・先祖ニ孝ナランコトヲ勉ムベシ、是レ國民第一ノ務ナリ。

○天祖・天照大神、御孫瓊々杵尊を、御前近く召させられ、八咫鏡・八坂瓊曲玉・叢雲劍の三種の神寶をさづけて、この大御國へは、降一たまへり、あれより、皇統連綿として、榮にませるは寶

に萬國無比の國なり、されば、此國を尊びて、君のため、國のために、力を用ふべし。

第十四

○此國ヲ治メンガタメニ、政府ハ、多クノ法律規則ヲ定メ行ヒタリ。

○國民タルモノハ、ヨク此法律・規則ヲマモリテ、少シモ背クコトアルベカラズ。

○法律・規則ニ遵フモノハ、良民ナリ。之ニ背クモノハ兎民ナリ。

青方村の人々農

耕をはけむ



○政府ハ國ノ安寧ヲハカリテ、我等ノ幸福
ヲ増サントスルモノナレバ、國民タルモノ
ハ常ニ之ヲ敬ヒ重ンズベシ。

○政府ヲ敬フト同ジク、官吏ヲモ敬フベシ、
是レ亦國民ノ務ナリ。

○青方村は、肥前國南松浦郡にあり、村内こそ
ごごく、農事に勉強し、勤儉をむねこゝ、敢て奢
侈の風なし、されば、村内には、まづ一きもの、極
めて少なく、貢租の納期にいたれば、皆よろこ

びて官に納め、かつて、其期をあやまり一もの
なし、實に國民たるものゝ、かゞみといふべし。

皇民修身鑑卷之七 終

原田竹外書

木邨嘉平刻

八

明治二十五年十月五日印刷
明治二十五年十月八日出版
版權

著者 所有

學海指針社

東京府平民

定價金七錢

小林 鈞郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發行兼
印刷者

發賣所

賣捌所

賣捌所

集英堂本店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

木縣宇都宮大工町

各府縣下書肆

